登米市集会施設整備事業について

各団体が登米市集会施設整備事業に取り組む際のスケジュール（予定）と事業実施にあたっての注意点は、次のとおりです。

1　集会施設整備事業実施スケジュール（予定）

（１）事業実施要望　※事業実施の前年度

月	事業実施団体	登米市
実施希望年の前年４月から９月末まで	**①要望書提出準備** ※自治組織等内での意思決定 ※意思決定を証明する書類（総会資料・議事録等）の作成 ※事業計画の作成 ※見積書の徴収 **★【災害復旧】の場合** **⇒　各総合支所に届出が必要** **②要望書提出** ※必要書類は次のとおりです。 ※令和７年度事業実施分は、令和６年９月30日（月）までが要望書の提出期限です。	**③要望書の受領・審査** **④要望書の受理** **⑤補助金予算要求**

※要望が多数の場合は、優先順位決定基準に基づき内定する場合があります。

●事業実施要望に必要な書類　※【災害復旧】の場合は、被災箇所の写真も添付

	書　　類
1	補助金要望書
2	収支予算書
3	登米市集会施設等整備事業計画書
4	建設事業又は改修事業に係る見積書（写し）
5	自治組織等における意思決定を証明する書類（総会資料・議事録等）
6	実施個所位置図

※用地や建物の権利関係（登記簿謄本、借地契約書の写し等）を確認させていただく場合があります。

（２）補助金交付申請及び実績報告　※事業実施を要望した年度の翌年度

月	事業実施団体	登米市
４月上旬		**要望団体への補助金交付申請書の提出依頼**
４月以降	**①交付申請書類の作成・提出** ※必要書類は次のとおりです。 ※様式は、補助金交付申請書の提出依頼時に送付します。 **④事業開始（工事発注）** **※必ず、交付決定日以降に開始してください。** **補助金の交付について…** **補助金等概算交付請求書を提出（希望する場合）** **⑤事業完了** **工事費の支払いなど、すべての支払いを完了してください。** **⑥実績報告書類の作成・提出** **※事業完了から、30日以内に提出してください。** **⑩確定通知書の受領（事業完了）**	**②申請書類の受領・審査** **③交付決定通知の送付** **補助金の交付処理** ※最短で、請求書受領の翌週金曜日に振込 **⑦実績報告書の受領・審査** **⑧現地完了確認** **⑨補助事業等確定通知書の送付**

●補助金等交付申請に必要な書類

	書　　類
1	補助金等交付申請書（様式第１号）
2	収支予算書（様式第２号）
3	登米市集会施設等整備事業計画書
4	建設の場合は建物の図面の写し、改修の場合は建物の写真
5	工事見積書の写し
6	用地の権利関係を証明する書類（登記簿謄本、借地契約書の写し等）
7	総会資料（規約及び集会施設の建設又は改修に係る会議録）の写し
8	実施個所位置図及び公図の写し
9	その他市長が必要と認める書類

●補助事業等実績報告に必要な書類

	書　　類
1	補助事業等実績報告書（様式第 10 号）
2	収支決算書（様式第 11 号）
3	登米市集会施設等整備事業成績書
4	完成図面及び完成写真
5	用地の権利関係を証明する書類（登記簿謄本、借地契約書の写し等）
6	費用を支払ったことを証する書類の写し
7	その他市長が必要と認める書類

※事業完了から 30 日以内に提出してください。

2　集会施設整備事業実施にあたっての注意点

注意点①　対象となる経費について

・建設事業（建築して 25 年以上を経過している建物に限る）

新築　　集会施設の建設係る本体工事、付帯工事（電気、ガス、給排水、衛生、防火など集会施設と一体をなす工事費に限る。）

購入　　集会施設の本体購入費

・改修事業（建築して 10 年以上を経過している建物に限る）

修繕　　本体工事費（段差解消等バリアフリー化含む）

増築　　本体工事費

注意点②　補助金の上限額について

・建設事業

新築　　１㎡当たり標準建築 13 万 8 千円に延べ面積を乗じた額又は実際の建設事業費のうち、いずれか低い額の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限額は 1,000 万円。

購入　　１㎡当たり標準建築 13 万 8 千円に経年減点補正率を乗じ、さらに延べ面積を乗じた額又は実際の購入価格のうち、いずれか低い額の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限額は 1,000 万円。

・改修事業

改修等　修繕、模様替え及び増築に要する経費の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限は 250 万円（１件 10 万円未満の改修費は除く）。

・**災害復旧**　⇒　建築又は改修により「**原状に復す事業**」に限ります

市の災害対策本部が設置されるなど被害が甚大であると認められる場合であって、建設事業により復旧する場合は、補助率 4 分の 3 以内の額とし、上限額は 1,500 万円。改修事業により復旧する場合は、補助率 4 分の 3 以内の額とし、上限額は 375 万円。

注意点③　補助の制限について

補助金の交付を受けた後は、一定期間補助金を受けることができません。

・建設事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 25 年間は補助対象となることができません。

・改修事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 10 年間は補助対象となることができません。

・いずれの場合も、天災その他これに類する理由により市長が特に必要と認めた場合は、補助対象となることができます。

3　補助金の交付方法について

(2)の補助金交付申請及び実績報告は、補助金の交付について、「補助金等概算交付請求書」により、実績報告前に補助金交付を行う形式（概算交付）で記載しています。